

カンボジアにおける事業閉鎖の手続き集

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
プノンペン事務所

ビジネス展開支援部
ビジネス展開支援課

目次

ご利用上の注意	1
免責条項	1
要約	2
第1章 QIP事業の閉鎖手続き	4
1.1 QIP事業の閉鎖にあたっての状況及び条件	4
1.2 QIP事業の閉鎖のための詳細な手続き	4
1.2.1 関税清算証明書（Certificate of Customs Clearance, CCC）の取得	4
1.2.2 税金清算証明書（Certificate of Tax Situation, CTS）の取得	5
1.2.3 CDCでのQIP事業閉鎖の手続き	7
1.2.4 商業省での登記の抹消	7
1.2.5 労働当局への通知	8
1.2.6 その他の関連当局	9
第2章 会社／支店／駐在員事務所の閉鎖手続き	11
2.1 会社／支店／駐在員事務所の閉鎖にあたっての状況及び条件	11
2.2 会社／支店／駐在員事務所の閉鎖のための詳細な手続き	11
2.2.1 税金清算証明書（Certificate of Tax Situation, CTS）の取得	11
2.2.2 商業省での登記の抹消	11
2.2.3 労働当局への通知	12
2.2.4 その他の関連当局	13
付録	15
I. 法的基礎	15
II. フォーム	17

ご利用上の注意

1. 本手続き集ではカンボジアの投資法、改正投資法、改正投資法の施行に関する Sub-Decree No. 111 及び会社法に基く事業体の任意の閉鎖のための法規制と手続について扱っています。
2. 本手続き集では以下の事項は扱っていません。
 - 会社の強制的な事業閉鎖や解散
 - 特別な法規制が適用される事業セクター（銀行、証券、保険など）における事業の閉鎖
 - 会社の破産
3. 本手続き集の目的は、カンボジアにおける一般的な法規制に基づき QIP 事業や会社等の任意の閉鎖に関する事項について、基本的な理解と情報を読者に提供することです。
4. 本手続き集の内容や本手続き集に関連して提供される文書の正確性と完全性について、表明や保証を示すあるいは含意するものではありません。
5. 本手続き集で取り扱われている事項について行動を起こす際には、事前に外部専門家のアドバイスを得ることをお勧めします。
6. カンボジア汚職防止法が 2011 年 8 月に成立しています。同法の下では政府職員に対する贈賄や”Facilitation payment”は犯罪行為とされています。書類の提出時の非公式手数料は贈賄又は”Facilitation payment”に該当し、同法により犯罪として扱われる可能性があります。

免責条項

本手続き集に記載されたアドバイスは、本手続き集の作成時点でのカンボジアの法令と実務及び上記の状況に基づいて提供されています。法令は将来においてあるいは遡及的に改正されることがあります。さらに、法令は関連当局によって不統一な解釈あるいは適用がなされることがあります。

特別な手配がなされない限り、将来の法令改正や規制当局の実務の変更は本手続き集には反映されません。最新の状況はその都度、専門家にご確認ください。

要約

事業の閉鎖に関する手続きの概要は以下の通りです。

参照	項目	主な内容
第1章	QIP 事業の閉鎖手続き	
1.1	QIP 事業の閉鎖にあたっての状況及び条件	事業の閉鎖は以下のようなケースにおいて生じます。 <ul style="list-style-type: none"> - 事業期間が延長や更新の決定のないまま満了した場合 - 有限責任会社において、取締役会と会社の所有者により事業の閉鎖が決定された場合 - CDCに対して事業閉鎖を申請した場合
1.2	QIP 事業の閉鎖のための詳細な手続き	CDC 又は CIB に対する QIP 事業の閉鎖の申請とともに、GDCE での関税負債の清算申請と租税総局での税金負債の清算申請を行います。
1.2.1	関税清算証明書の取得	GDCE から関税清算証明書を取得します。
1.2.2	税金清算証明書の取得	租税総局から税金清算証明書を取得します。租税総局は会社の未調査のすべての課税年度について最終税務調査を行い、すべての未納税金が納付された後にのみ税金清算証明書を発行します。
1.2.3	CDC での QIP 事業閉鎖の手続き	関税清算証明書と税金清算証明書の取得後、CDC に QIP 事業の閉鎖を申請します。
1.2.4	商業省での登記の抹消	CDC からの QIP 事業閉鎖の認可レターを取得後、商業省で登記の抹消を行います。
1.2.5	労働当局への通知	商業省の認可レターを取得後 30 日以内に労働当局に閉鎖を通知します。
1.2.6	関連当局	
1.2.6.a	国家社会保険基金 (NSSF) への通知	特別な規制はありません。しかし、投資家は閉鎖の理由と NSSF への拠出を停止する旨を記載した通知書を NSSF に提出することが推奨されます。
1.2.6.b	工業・手工芸省への申請	工場・手芸工場の場合は、工場の所有者は閉鎖日の 1 ヶ月前までに工業・手工芸省に書面で通知しなければなりません。
1.2.6.c	他のライセンス当局	他のライセンス当局に登録している会社は、CDC/商業省からの認可レターの取得後に事業閉鎖について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。
第2章	会社/支店/駐在員事務所の閉鎖手続き	
2.1	会社/支店/駐在員事務所の閉鎖にあたっての状況及び条件	事業の閉鎖は以下のようなケースにおいて生じます。 <ul style="list-style-type: none"> - 定款に記載した事業期間が延長や更新の決定のないまま満了した場合 - 有限責任会社において、取締役会と会社の所有者により事業の閉鎖が決定された場合 - 支店/駐在員事務所について本店により閉鎖が決定された場合
2.2	会社/支店/駐在員事務所の閉鎖のための詳細な手続き	商業省で会社/支店/駐在員事務所の登記を抹消するためには、租税総局から税金清算証明書を取得する必要があります。
2.2.1	税金清算証明書の取得	上記 1.2.2 と同様です。

2.2.2	商業省での登記の抹消	租税総局からの税金清算証明書を取得後、商業省に書類を提出して登記の抹消を行います。
2.2.3	労働当局への通知	上記 1.2.6 と同様です。
2.2.4	関連当局	
2.2.5.a	国家社会保険基金 (NSSF) への通知	上記 1.2.7.a と同様です。
2.2.5.b	工業・手工芸省への申請	上記 1.2.7.b と同様です。
2.2.5.c	他のライセンス当局	他のライセンス当局に登録している会社は、商業省からの認可レターの取得後に事業閉鎖について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。

第1章 QIP事業の閉鎖手続き

1.1 QIP事業の閉鎖にあたっての状況及び条件

2003年改正投資法第21条及び会社法第251条によれば、事業の閉鎖は以下のようなケースにおいて生じます。

- 会社の定款に記載された存続期間が延長・更新されないまま満了した場合
- 有限責任会社において、取締役会と会社の所有者により事業の閉鎖が決定された場合
- 投資会社がカンボジア開発評議会（Council for the Development of Cambodia, CDC）に対して投資活動の閉鎖を申請した場合

1.2 QIP事業の閉鎖のための詳細な手続き

2011年3月7日付けの会社の投資活動の延期、停止または閉鎖の手続きに関する告示第365号によれば、破産法に従うことが必要となる破産の場合を除き、投資家がQIP事業の閉鎖を申請するには裁判手続きによるか否かを問わず、以下の手続きを要します。

- CDCに申請書を提出する。
- 税法や会社法等に従って、従業員給与、税金、その他の債務を含む全ての負債を清算する。
- 法令と税関の規則に従って、一時輸入、（部分的な又は完全な）免税での輸入、優遇税制によるその他の輸入を含む課税の留保を伴う物品の輸入について、未清算の関税とその他の通関上の負債を清算する。

同告示第365号によれば、CDC又はカンボジア投資委員会（Cambodian Investment Board, CIB）に対するQIP事業の閉鎖の申請とともに、関税消費税総局（General Department of Customs and Excise, GDCE）での関税負債の清算申請と租税総局（General Department of Taxation, GDT）での税金負債の清算申請を行います。

上記の告示第365号における事業閉鎖のプロセスは以下の通りです。

1.2.1 関税清算証明書（Certificate of Customs Clearance, CCC）の取得

会社はGDCEに関税清算証明書の申請書を提出しなければなりません。関税清算証明書の申請にあたり、会社は以下の書類を準備する必要があります。

1. GDCEへの関税清算証明書の申請レター
2. CDCにより発行されたすべてのマスターリスト（輸入関税の免税用）
3. すべての税関申告書（輸入・輸出の書類）
4. CDCと商業省の会社設立認可レター
5. 最新の定款
6. VAT証明書
7. 最新のパテント税証明書

すべての書類を揃えて会社はGDCEに提出します。GDCEは申請書類の審査において、会社又はその代理人に対し必要に応じて追加の書類や説明を求めることがあります。

GDCE は申請書類一式（追加書類や説明含む）の受領日から遅くとも 7 営業日以内に関税清算証明書を発行することになっています。しかし、実際には 3 ヶ月以上かかることがあります。遅延する場合には、GDCE は遅延理由を明示して即座に CDC に通知することになっています。関税清算証明書の取得にあたり行政費用はかかりません。

1.2.2 税金清算証明書（Certificate of Tax Situation, CTS）の取得

当該税金清算証明書は、CDCによって投資会社及び投資活動を取り消されるために必要となっており、投資法及び告示第365号において要求されていませんが、実務的に商業省での登記抹消のためにも、会社は租税総局から税金清算証明書を取得する必要とされています。この証明書は納税者がすべての税金負債を完済した後でしか発行されません。すなわち、事実上、すべての事業年度について租税総局による税務調査を受けること及びすべての未清算の税務債務が支払われることが必要と言えます。

上記の告示第365号及び2014年1月28日付けの事業活動の確定閉鎖及び税務清算の手続きに関する通知第215号によれば、会社は、まず事業活動を閉鎖してから15日以内に、以下のとおり、税務総局に対して事業閉鎖の申請及び税務清算の申請を行う必要があります。

事業閉鎖を申請する会社は、税務総局（実務的に会社の所在地におけるカンの税務署に対しても通知する必要があります）に対して以下の書類を提出しなければなりません。

1. 事業閉鎖の所定申請書（取締役、VAT 番号、現在住所及び電話番号等のすべての情報を記載すること）
2. 事業閉鎖のレター（通知書）
3. VAT 証明書の原本
4. 最新のパテント証明書
5. 会社の定款
6. 商業登記証明書
7. 最後の 3 ヶ月間の月次申告書
8. 最終年次申告書及び事業閉鎖年度についての申告書
9. すべての年度についての税務再査定に関する通知書
10. 事業閉鎖に関する印紙税（USD250）の納税証明書

さらに、会社は、税務清算を申請するために、税務総局に対してすべての年度についての税務再査定に関する通知書を添付して、税務清算年度を示した税務清算申請書を提出する必要があります。なお、実務的には、事業閉鎖の申請について上述の事業閉鎖に関する申請書のみを提出し、税務清算申請書の提出なしに税務調査が実施される場合もあります。

租税総局はすべての調査未了年度について税務調査を実施する必要があるため、実務上、税金清算証明書を手入手するまでには12ヶ月以上かかることがあります。税法第117条によれば、税務調査では租税総局の調査官が税務申告書の提出が必要とされた時点から10年以内に税務査定が行われるため、10年前から現在に渡る納税者の会計記録を検証し、その中で解決すべき税務上の争点が示されることがあります。また、税務調査官は特定の経費項目の存在を裏付ける根拠資料を要求する場合があります。

さらに、税務調査では証憑が欠けているケースや会社が税務調査に適切に対応していないケースについて重点的に検証されることがよくあります。その結果、租税総局は未納税に関する利率を含む巨額な追徴課税を提起することがあるのですが、その追徴は正しいとは限りません。税法第 120 条に基づいて当該税務調査の結果について不服がある場合、会社は税務総局に対して異議を申し立てることができます。当該異議申立に関して、会社は、税務紛争解決を担当する税務紛争解決及び統計局の職員との会議において異議を立証し、または追加書類を提出することが要求されますが、異議申立に関する結果が出されるまで 3 ヶ月以上かかることがあります。会社は、当該結果が出された後 30 日以内に再査定された税金負債を支払う義務を負います。法律上、当該結果に対して、税務紛争解決委員会及び裁判所への異議申立ても可能とされていますが、現時点では同委員会が未だに運用されておらず、直接裁判所に対して付託される税務紛争も見当たらないため、税務総局における紛争解決が最終的なプロセスとなっています。そこで、会社は提起されたあらゆる追徴項目についてその全額の支払いを迫られる可能性があります。

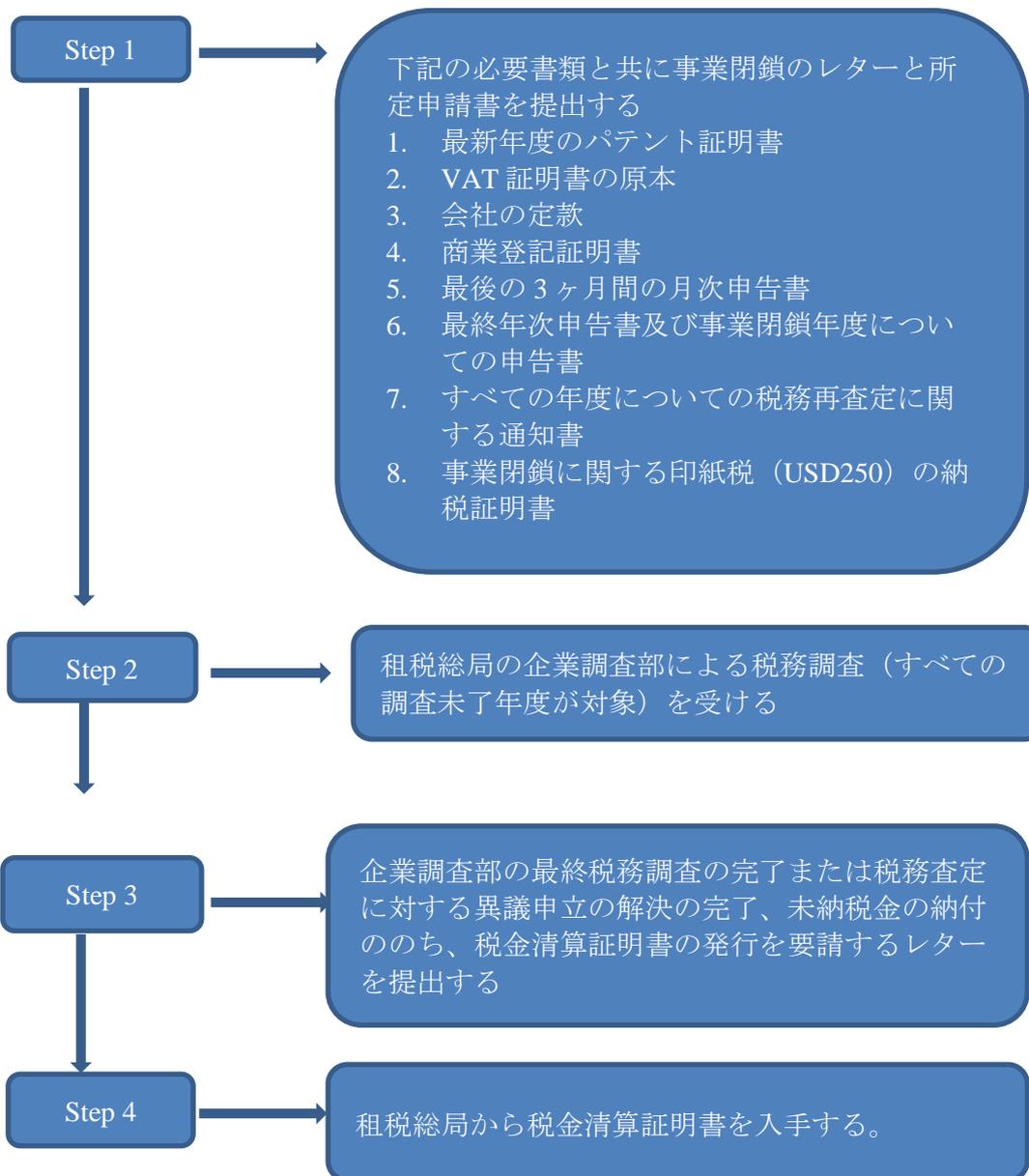
以上の税務調査のプロセスを考慮すると、会社は租税総局に税務調査の開始を要請する前に次のような対応を行うことが有効と考えられます。まず、自社の過去の税務申告について見直し、税金清算の手続きにおいて顕在化する潜在的な納税漏れの有無を確かめその金銭的な影響を検討します。もし、未払いの税金がある場合は、税務調査後の追徴税額通知にて租税総局から指摘される前に、修正申告を行い租税総局に納税します。税務調査には時間がかかることから、先に納税することで延滞税を最小化することができます。また、証憑書類に不足があると追徴につながる恐れがあるため、十分な証憑書類を適切に用意して、月次・年次税務申告で申告した会社の取引を完全に裏づけられるようにしておかなければなりません。

なお、会社は、上述のとおり税務調査に関する税金再査定の通知書または異議申立に対する結果の通知書に基づいて納税した後、租税総局に対してこれらの通知書及び納税証明書等を添付して、税金清算証明書の発行を申請する必要があります。

税金清算証明書の発行をできるだけ早く進めるには、会社はこのプロセスを認識し定期的かつ密接に租税総局へ働きかけることが望まれます。

事業閉鎖（税務登録の抹消）に関する手続きを以下のフローチャートに示します。

フローチャート：税務登録の抹消プロセス



1.2.3 CDC での QIP 事業閉鎖の手続き

関税清算証明書と税金清算証明書をそれぞれ GDCE と租税総局から取得後、会社は以下の書類を準備して CDC に提出する必要があります。

1. CDC への事業閉鎖の申請レター (原本 3 部)
2. 株主総会の事業閉鎖決議書 (原本 3 部)
3. 定款及び最終登録証明書 (1 部)
4. GDCE が発行した関税清算証明書 (1 部)
5. 租税総局が発行した税金清算証明書 (1 部)
6. 第三者 (従業員等) の負債清算証明書 (1 部、該当ある場合)

すべての書類を準備したのち、投資家は CDC に審査と認可を申請します。

省令 (Joint Prakas no.991) によれば、CDC は申請書類一式の受領日から 15 営業日以内に申請された QIP 事業閉鎖の認可レターを発行します。しかし実際には、それ以上の日数を要する場合があります。CDC での QIP 事業閉鎖手続きにあたり行政費用はかかりません。

1.2.4 商業省での登記の抹消

上記の告示第 365 号において定められていませんが、CDC からの QIP 事業閉鎖の認可レターを取得後、会社は会社法に従って商業省に対して登記の抹消を行う必要があります。商業省における登記抹消手続きの詳細は、下記の 2.2.2 をご参照ください。

1.2.5 労働当局への通知

会社は商業省の解散証明書を取得した後 30 日以内に以下の必要書類と共に通知レターを労働当局に提出する必要があります。

1. CDC と商業省の認可レターのコピー
2. 最新のпатент証明書のコピー
3. 商業省が発行した最新の会社設立証明書のコピー
4. 租税総局からの税金清算証明書のコピー

労働当局の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社は通知書類を 3 セット準備します。労働当局は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが義務を果たしたことを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

1.2.6 その他の関連当局

a) 国家社会保険基金 (NSSF) への通知

社会保険調査官又は NSSF の長官は、会社の一時的あるいは恒久的な閉鎖についての必要な情報を当該閉鎖後 30 日以内に NSSF に提供することを会社に要請することができます¹。

特別な規制はありませんが、投資家は会社の閉鎖を決定した場合、閉鎖の理由と NSSF への提出を停止する旨を記載した通知書を NSSF に提出することが望ましいです。

NSSF の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、投資家は通知書類を 3 セット準備します。NSSF は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが義務を果たしたことを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

b) 工業・手工芸省への申請

工場 (手芸工場含む、以下同じ) を有するケースで事業を恒久的に閉鎖する場合には、工場の所有者は閉鎖日の 1 ヶ月前までに工業・手工芸省 (Ministry of Industry and Handicraft, MIH) に書面で通知しなければなりません²。

¹ Article 6 of Prask no. 081/09 MLVT/PRAKAS on the Determination of Role of Social Security Governor and Inspector of the NSSF

会社は商業省の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に通知レターを提出する必要があります。

1. CDC と商業省の認可レターのコピー
2. 租税総局からの税金清算証明書のコピー

MIH の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、投資家は通知書類を 3 セット準備します。MIH は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが義務を果たしたことを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

c) 他のライセンス当局

他のライセンス当局に登録している会社は、CDC／商業省からの認可レターの取得後に事業閉鎖について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。

² Article 15 of Law of Administration of Factory and Handicraft

第2章 会社／支店／駐在員事務所の閉鎖手続き

2.1 会社／支店／駐在員事務所の閉鎖にあたっての状況及び条件

事業の閉鎖は以下のようなケースにおいて生じます。

- 会社の定款に記載された事業期間が延長・更新されないまま満了した場合
- 有限責任会社において、取締役会と会社の所有者により事業の閉鎖が決定された場合
- 支店／駐在員事務所が本店により閉鎖が決定された場合

2.2 会社／支店／駐在員事務所の閉鎖のための詳細な手続き

商業省で会社／支店／駐在員事務所の登記を抹消するためには、租税総局から税金清算証明書を取得する必要があります。

税金清算証明書が発行されたのち、会社／支店／駐在員事務所は商業省に登記抹消の申請書を提出する必要があります。商業省での登記抹消のあと、労働当局及び関連当局に通知する必要があります。

2.2.1 税金清算証明書（Certificate of Tax Situation, CTS）の取得

租税総局による税務調査を受け、税金清算証明書を取得します。

詳細は上述の 1.2.2 をご参照ください。

2.2.2 商業省での登記の抹消

租税総局からの税金清算証明書を取得後、会社／支店／駐在員事務所は商業省に以下の書類を提出して登記の抹消を行う必要があります。

会社はカンボジア会社法に基づいて商業省における登記の抹消手続きをも行う必要があります。会社法における解散及び清算の手続きは、以下のとおりとなります。

1. 解散趣意に関する株主総会開催

会社法第 252 条によれば、取締役及び株主総会において議決権を有する株主は、株主総会において会社の任意清算及び解散の提案を行うことができるとされています。当該任意清算及び解散の提案に関する株主総会の招集通知には、清算及び解散の条件を記載されなければなりません。なお、財産又は債務を有する会社は、次に掲げる場合に、全ての種類株主総会における特別決議によって解散の決議を行うことができます。また、二種類以上の株式を発行している会社についても、以下に掲げる事項があった場合、株主が議決権を有しているか否かに関わらず、全ての種類の株主総会における特別決議によって解散を行うことができます。

(1) 株主が特別決議又は普通決議によって取締役に対して会社の財産を分配し、かつ会社の債務を相殺することを許可した場合

(2)会社が、商業省担当職員に対して解散届出書を送付する以前に、会社の財産を分配し、会社債務を相殺した場合。

2. 商業省に対する解散趣意書の届出

上記の会社の解散及び清算について決議された場合、会社はまず商業省担当職員に対して解散趣意書を届け出なければなりません（会社法第 253 条）。担当職員は、当該解散趣意書を受領した後、会社に対して解散趣意証明書を発行しなければなりません。商業省は、2016 年から会社の新設、解散等に関するオンラインシステムを始めましたので、同解散趣意書の届出も、同システムにおいて行われる必要があります。

会社は、まず以下の書類を添付して商業省のオンラインシステムにおいて開催趣意書の届出を行う必要があります。

- 商業省に対する解散趣意書（Statement of Intent to Liquidate or Dissolve）
- 解散趣意に関する株主総会決議書

商業省は、上記の書類を審査し、7 日間以内にメールで会社に対して解散趣意証明書を発行しますが、実務的にこれ以上時間がかかる場合があります。当該手続きに関する行政費用はかかりません。なお、実務的に同解散趣意書の届出は、税務総局に対する事業閉鎖の申請等の前後のいつでも行うことが可能ですが、税務調査において長時間がかかることがあるため、税務総局における手続きを完了した後で行った方が良いと考えられます。

会社法第 253 条によれば、会社の法人格は、商業省から解散証明書が発行されるまでの間存続するものとされていますが、解散趣意証明書が発行されてから、清算に必要な業務を除いてその業務を停止するものとします。

3. 会社の清算

会社は、商業省から解散趣意証明書を取得した後、以下に掲げる措置をとらなければなりません（会社法第 254 条及び第 255 条）。

- 会社の債権者に対して解散趣意の通知書を送付すること。
- 連続した 2 週間の間、会社の所在地において発行もしくは配付されている新聞、又は、商業省の規則に従ってその他の刊行物において解散趣意の通知書を掲載すること。
- 財産を回収すること。
- 株主への不可分な現物の財産を保管すること。
- すべての債務を履行すること。
- 清算に必要とされるその他の活動を行うこと。

解散についての通知、債務相殺及び会社のすべての事業活動を閉鎖した後、会社は、株主に対し、残余財産が金銭か物品にかかわらず、各株主の権利に従って、残余財産を分配するものとされています。商業省担当者又は利害関係者は、会社の清算手続期間中いつでも、裁判所に対し、裁判所監督下で清算手続が行われるよう申し立てることができます（会社法第 256 条）。

会社の解散及び清算手続きについては、上述の会社法の規定に加え、カンボジア 2007 年民法においてもより詳細な法人の清算手続きが定められています。民法第 66 条第 81 条は、清算が必要となる場合、残余財産の帰属、清算人の就任、清算人の解任、清算人及び解散の登記、清算人の職務・権限、法人財産調査報告義務、債権者への公告、債権申し出期間内の弁済、除斥された債権者に対する弁済、債権の弁済、残余財産の処分、清算中の破産、清算の終了、清算終了の登記及び書類の保存について定めています。これらの清算手続きに関する規定は、論理的には会社の清算に適用されるとも考えられますが、商業省担当職員に確認した限りでは実務的に適用されていないとのコメントを得ています。

4. 解散の届け

会社法第 257 条によれば、商業省から解散趣意証明書を取得した後、会社の解散に関する株主総会決議を用意する必要があります。商業省に対して提出することが要求されています。会社は、以下の書類を添付して商業省のオンラインシステムにおいて解散届出を行う必要があります。

- 解散届出書 (Articles of Dissolution)
- 解散に関する新聞記事掲載の証拠
- 会社清算報告書 (Liquidation Report)
- 税務清算証明書
- 会社の解散に関する株主総会決議書

商業省は、上記の書類を審査し、7 日間以内に会社に対して解散証明書を発行するとされていますが、実務的にはそれ以上時間がかかる場合があると考えられます。2017 年 11 月 27 日付けの商業省の公共サービスの提供に関する省令第 1217 号によれば商業登記の抹消申請に対する行政費用は、48 万リエル (約 120 米ドル) となります。会社は、解散証明書に記載された日付において、存続しないものとみなされます。

2.2.3 労働当局への通知

会社/支店/駐在員事務所は商業省の認可レターを取得後 30 日以内に以下の必要書類と共に通知レターを労働当局に提出する必要があります。

1. 商業省からの会社/支店/駐在員事務所の登記抹消の認可レターのコピー
2. 最新のパテント税証明書のコピー
3. 商業省が発行した最新の会社設立証明書のコピー
4. 租税総局からの税金清算証明書のコピー

労働当局の押印/職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社/支店/駐在員事務所は通知書類を 3 セット準備します。労働当局は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが義務を果たしたことを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

2.2.4 その他の関連当局

a) 国家社会保険基金（NSSF）への通知

社会保険調査官又は NSSF の長官は、会社の一時的あるいは恒久的な閉鎖についての必要な情報を当該閉鎖後 30 日以内に NSSF に提供することを事業者³に要請することができます。

特別な規制はありませんが、NSSF に登録している会社／支店／駐在員事務所はその閉鎖を決定した場合、閉鎖の理由と NSSF への拋出を停止する旨を記載した通知書を NSSF に提出することが望ましいです。

NSSF の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社／支店／駐在員事務所は通知書類を 3 セット準備します。NSSF は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが義務を果たしたことを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

b) 工業・手工芸省への申請

工場（手芸工場含む、以下同じ）を有するケースで事業を恒久的に閉鎖する場合には、工場の所有者は閉鎖日の 1 ヶ月前までに工業・手工芸省（Ministry of Industry and Handicraft, MIH）に書面で通知しなければなりません⁴。

会社／支店は商業省の認可レターを取得後、以下の必要書類と共に通知レターを提出する必要があります。

3. CDC と商業省の認可レターのコピー
4. 租税総局からの税金清算証明書のコピー

MIH の押印／職員の署名のある書類を 1 セット控えとして返却するように要請するため、会社／支店は通知書類を 3 セット準備します。MIH は応答としての認可レターなどを発行しないため、提出済み通知レターの控えが義務を果たしたことを証明する唯一の書類となります。今のところ、通知レターの提出にあたり手数料はかかりません。

c) 他のライセンス当局

他のライセンス当局に登録している会社／支店／駐在員事務所は、商業省からの認可レターの取得後に事業閉鎖について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要です。

³ Article 6 of Prask no. 081/09 MLVT/PRAKAS on the Determination of Role of Social Security Governor and Inspector of the NSSF

⁴ Article 15 of Law of Administration of Factory and Handicraft

付録

I. 法的基礎

法規の種類	参照番号	発行機関	発行日	状態	内容
Law	NS/RKM/0695/12	National Assembly	June 26, 1995	Current	Law on Commercial Rule and Register
Law	NS/RKM/1199/12	National Assembly	November 18, 1999	Current	Law on the Amendment of Law on Commercial Rule and Register and Law
Law	03/NS94	National Assembly	August 15, 1994	Current	Law on Investment
Law	RS/RKM/0303/09	National Assembly	March 24, 2003	Current	Law on the Amendment to the Law on Investment
Law	NS/RKM/0303/10	National Assembly	March 31, 2003	Current	Law on the Amendment of the Law on Taxation
Law	NS/RKM/1605/019	National Assembly	June 19, 2005	Current	Law on Commercial Enterprise
Law	NS/RKM/1605/019	National Assembly	December 8, 2007	Current	Civil Code
Sub Decree	111/ENKR/BK	Government	September 27, 2005	Current	Sub-Decree on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia
Instruction Circular	365/11/KEK	Council for the Development of Cambodia	March 07, 2011	Current	Instruction Circular on Procedures for Delay, Postponement, Suspension, or Termination of Investment Activity
Prakas	288/SKBY	Ministry of Social Affairs,	November 05,	Current	Prakas on Business Opening and

		Labor Vocational Training and Youth Rehabilitation	2001		Closure
Prakas	081/09 KB/PRAKAS	Ministry of Labour and Vocational Training	April 23, 2009	Current	Determination of Role of Social Security Governor and Inspector of the NSSF
Prakas	1470 SHV/PRAKAS	Ministry of Economy and Finance	November 6, 2015	Current	Rule and Procedure of Tax Dispute Resolution at the General Department of Taxation of Ministry of Economy and Finance
Notification	215	Ministry of Economy and Finance, General Department of Taxation	January 28, 2014	Current	Notification on the Formality of the application for Termination of Business Activities and Tax Liquidation